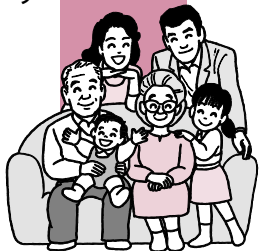


## 身近な福祉の相談員 民生委員は地域福祉の推進役です



みなさんは民生委員をご存じですか？名前だけは聞いたことがあるという人も多いでしょう。今回は民生委員の活動について紹介します。

**役割** 社会奉仕の精神を持って市民のみなさんの相談に応じ、その人に必要な援助を行います。そのため、親切で公平無私な態度や相手の立場の尊重、秘密厳守を信条とし活動しています

**福祉についてのご相談は、お気軽にとぞ**

**身分** 厚生労働大臣から委嘱され任期は3年。無給で活動しています。また、民生委員は児童委員も兼ねており、児童および妊産婦の福祉についての援助、指導活動も行います

**担当地区** 市内で185人が委嘱されており、1人が平均2000世帯を担当しています。基本的には1町内会に1人以上が委嘱されていますが、世帯数の少ない町内会では、隣接の数町内会で1人の場合もあります。また、担当地区を持たない主任児童委員が18人委嘱されており、おおむね1〜2小学校区に1人活

**活動内容** どのような福祉サービスが求められているかについて調査し、市などへ意見を提出

みなさんの福祉相談に親身に対応 福祉制度やサービスについて、みなさんへ情報提供（友愛訪問など）一人ひとりに合った福祉サービスが提供されるよう、市などへの連絡や関係機関間の調整（安否確認、民生委員証明など） 社会福祉協議会の活動支援（共同募金など）など、地域福祉の増進に向けた活動を行っています

**来年はいつせい改選** 現在の民生委員は平成16年11月に任期満了となります。市では来年8月から次期民生委員を県知事、厚生労働大臣へ推薦する作業を開始します。推薦は市連合町内会各支部長などで構成する民生委員推薦会・準備会で行います

**各地区の民生委員の連絡先、民生委員制度についてのお問い合わせは、市社会福祉事務所（市役所1階0番窓口）☎32 2064へとぞ。**

## 国民年金はあなたの未来を応援します

**仕事や資格が変わったら届け出を**

国民年金には1号、2号、3号の3種類の加入様式があり、1号は自営業や農業、学生など、2号は厚生年金、共済組合の加入者、3号は2号の人に扶養されている配偶者です。

本人が会社を退職した、扶養している配偶者が扶養から外れたなど、資格が変わったらそのつど市役所で手続きをしてください。

「3号取得届」は会社や共済組合を通じて社会保険事務所へ届けをする事になっています。届けが遅れたり、届けないでいると保険料を一度に納めなければならなくなったり、免除申請ができなくなったりする場合があります。

さらに、万が一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなるので、必ず届けをしてください。

**国民年金保険料納付について**

平成15年度国民年金保険料は月額1万3,300円（定額）で

す。納付には、納め忘れのない口座振替をお勧めします。口座のある金融機関へ申し込んでください。また、保険料が割引になる前納制度もありますのでご利用ください。納付した保険料は、全額が社会保険料控除になります。

**老後に無年金は悲しいことです**

年金を受給するには最低25年の受給資格期間が必要です。受給資格期間が足りない人は60歳以後も任意加入（最高70歳まで）することが出来ます。

また、満額受給や増額を希望する人も任意加入できますので、厚生年金・国民年金記録を社会保険事務所を確認して、手続きをしてください。

**国民年金制度についてのお問い合わせは、市保険年金課（市役所1階5番窓口）☎32 2072または津山社会保険事務所☎22 7116へとぞ。**